

鳥取県告示第238号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の8第2項の規定により、指定試験機関から名称を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

変更前	変更後	変更年月日
財団法人消防試験研究センター	一般財団法人消防試験研究センター	平成25年4月1日